

都市計画法第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第36条第3項の規定により公告します。

平成25年8月16日

京都市長 門川大作

1 許可年月日及び許可番号

平成25年3月22日 第4129号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

京都市右京区嵯峨広沢御所ノ内町1番地(一部)、1番地の1(一部)、2番地、3番地、24番地、25番地、25番地の1、45番地(一部)、46番地、46番地の2(一部)、47番地の1(一部)、47番地の2(一部)、48番地の1(一部)、48番地の2(一部)及び59番地(一部)、同区嵯峨広沢池下町65番地の2(一部)、66番地の3(一部)及び66番地の4(一部)並びに市有地(未登記)

3 許可を受けた者の住所及び氏名

京都市右京区山ノ内荒木町7番地の58

株式会社嵯峨野不動産

代表取締役 堀越秀郎

(都市計画局都市景観部開発指導課)